

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和5年2月2日

国民健康保険税の賦課税率等について

資 料

国民健康保険税の賦課税率等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2

大磯町国民健康保険運営協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

答申書(写)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～6

町 民 課

国民健康保険税の賦課税率等について

1 国民健康保険運営協議会での審議結果

大磯町国民健康保険財政の基盤強化を図るため、現行の保険税賦課税率等の見直しについて審議しました。

その結果、神奈川県からの事業費納付金の見込額、現年度保険税以外の収入見込額、現行保険税率等の収納見込額、大磯町国民健康保険財政調整基金(以下、「基金」という。)の取崩し額などから判断し、令和5年度は、賦課税率等の改定は不要であると判断しました。

2 賦課税率等の改定が不要となった経過

(1) 令和5年度国民健康保険財政の収支内訳

【歳出】

必要な経費 (A)
101,429万円

必要な経費 (A) の内訳		
事業費 納付金	医療給付費分	65,295万円
	後期高齢者支援金分	24,749万円
	介護納付金分	8,469万円
その他 (葬祭費、出産育児一時金等)		2,916万円

* 万円未満四捨五入

【歳入】

現年度保険税以外の 収入見込額 (B)
24,764万円

現年度保険税以外の収入見込額 (B) 内訳	
特別交付金	4,169万円
基盤安定繰入金	15,796万円
法定内繰入金	1,221万円
滞納分保険税	3,108万円
その他 (第三者納付金、延滞金等)	470万円

* 万円未満四捨五入

現行保険税率等の 収納見込額 (C)
70,343万円

現行保険税率等の収納見込額 (C)	
調定見込額の計	72,894万円
目標収納率	96.5%
収納見込額の計	70,343万円

* 万円未満四捨五入

(2) 令和5年度国民健康保険財政の収支見込み

必要な経費 (A)	-	現年度保険税以外の 収入見込額 (B)	-	現行保険税率等の 収納見込額 (C)	=	不足額
101,429万円		24,764万円		70,343万円		6,322万円

(3) 基金の取崩し

令和元年度の国民健康保険運営協議会において、基金の最低保有額を1億円と定めた中で、令和5年2月1日時点での基金残額は1億6,880万9,678円あり、約6,800万円まで取崩しが可能となります。

3 国民健康保険税不足額に基金取崩し額を活用した結果

2(2)で算出された財源不足額6,322万円については、2(3)の基金が約6,800万円まで取崩しが可能であることから、不足額を基金に充当(補填)することが適当である。ただし、一部取崩し後の約500万円の基金については、次年度以降の国民健康保険税の急激な上昇に備えて残すことが適当であると判断しました。

これにより令和5年度については、賦課税率等の改定や一般会計からの法定外繰入を行う必要性がないという結論に至りました。

大磯町国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

(順不同)

代表区分	職業等	氏名
公益代表	元大磯町 教育委員	なが しま とおる 長 嶋 徹
	平塚保健福祉事務所 保健福祉部長	たか みや せい こ 高 宮 聖 子
	社会保険 労務士	もりくぼ れい こ 森久保 玲 子
保険医 薬剤師 代表	医 師	ひがし の かず たか 東 野 一 隆
	歯科医	まつ もと たか ゆき 松 本 隆 行
	薬 剤 師	たる もと ひろ のり 樽 本 浩 宣
被保険者 代表	国保一般	かみ や のり ゆき 神 谷 紀 行
	国保一般	はぎ わら まさみ 萩 原 まさみ
	国保一般	うす い とも こ 臼 井 智 子



磯運協第 1 号
令和 4 年 12 月 27 日

大磯町長 池田 東一郎 様

大磯町国民健康保険
会長 森久保 玲子



答 申 書

令和 4 年 7 月 25 日付、磯町第 144 号をもって諮問のありました件について、
審議の結果、次のとおり答申します。

1 諮問事項

医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に対する賦課税率等の
見直しについて

2 答申

上記の諮問事項について、審議の結果、見直し改定は不要であるとする。

現行の国民健康保険税の税率・税額表

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割率	6.2/100	2.8/100	2.3/100
均等割額 (一人当たり)	24,500 円	13,000 円	12,000 円
平等割額 (一世帯当たり)	21,000 円		

3 答申理由

① 国民健康保険財政に必要となる経費について

本町の令和 5 年度の必要経費は、保険給付費の支払いに充てるために神奈川県に納付する事業費納付金（以下、「納付金」という。）及び町独自に必要なとする市町村経費（葬祭費、出産育児一時金等）を合算すると約 10 億 1,400 万円が見込まれる。

② 交付金・繰入金等収入見込額について

国及び県から交付される特別交付金や、基盤安定制度繰入金などの一般会計からの法定内繰入金を合算すると約2億4,800万円が見込まれる。

③ 国民健康保険税の収納見込額について

現行の保険税率・額を用いて積算した保険税調定額に、令和5年度の被保険者の推移や所得増減及び収納率を考慮すると、収納見込額は約7億300万円が見込まれる。

④ 社会情勢に伴う影響について

経済社会活動の正常化が進んでいることから増収が見込まれるが、それを上回る物価高騰により被保険者の生活は厳しい状況にある。この状況の中、保険税率額等を改正し負担を増やすことは厳しいと判断した。

⑤ 国民健康保険財政調整基金（以下、「基金」という。）について

基金の令和4年12月15日時点での残高は1億6,809万678円である。

これら①～⑤の状況を勘案すると、本町における令和5年度国民健康保険の財政運営において、約6,300万円の財源不足となる見込みである。

しかし、基金の保有額が、約1億6,800万円であり、財源不足については、基金の一部取崩しにより充当（補填）することが適当である。なお、その額は、令和元年度に当協議会において基金最低保有額1億円と定めたことから、約6,800万円は取崩しが可能であると考ええる。

ただし、財源不足への充当額と基金取崩可能額との差額、約500万円については、次年度以降の国民健康保険の財政運営における財源不足等に備えて取り崩さずにおくことが適当であると判断する。

以上のことから、令和5年度の国民健康保険税率の改定は不要であるという結論に達した。

なお、今後も国民健康保険制度の円滑な運営と保健事業の効果的な実施を目指されるよう、以下の答申に当たり大磯町に要望する事項について、十分留意されるよう要望する。

【答申に当たり大磯町に要望する事項】

- (1) 今後、神奈川県から示される令和5年度の納付金の金額に変動が生じた場合や国民健康保険事業を運営するために必要な支出が生じた場合は、慎重に判断の上、基金を活用すること。
- (2) 令和5年度の国民健康保険税率額等の改定は不要であるという結論に達したが、令和6年度以降については、事業費納付金の増額等も見込まれるため、適正な税率等の改正を図ること。
- (3) 国民健康保険財政の現状を町民が共有するため、あらゆる媒体を活用し、広報活動を進めること。また、被保険者にマイナンバーカードと保険証の一体化及び減免も含め、制度の周知を十分にすること。
- (4) 被保険者の税負担の公平性から、現年度保険税の収納率の向上に努めること。また、過年度保険税の滞納額を減らすことを目標とし、引き続き収納率の向上に努め、徴収体制の整備を図ること。
- (5) 医療機関や調剤薬局等から提出される診療報酬明細書が適正であることを確認する体制づくりの推進、薬剤費の抑制と被保険者の自己負担の軽減につながるジェネリック医薬品の利用促進に努めること。
- (6) 医療費適正化のため、重複多剤の検証に取り組むこと。
- (7) 国民健康保険事業の安定的な運営のため、国庫負担割合の引上げ等財政措置の拡充を図るよう、国に強く要望すること。
- (8) 特定健康診査・特定保健指導事業を推進し、保健師や管理栄養士が従事することで専門性を向上させ、医療従事者及び保健指導に従事する者の協力のもと、被保険者に対し早期受診による病気の早期発見や重症化予防の啓発に努めること。また、KDB(国保データベース)など様々なデータを積極的に活用し、事業展開を行うこと。
- (9) 子育て世帯の負担軽減を図るため、18歳以下の被保険者に係る均等割保険税を免除する支援制度を国の負担において創設するよう、国に強く要望すること。